



女子に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約

配布：一般
2016年3月7日

原文：英語

(内閣府 仮訳)

女子差別撤廃委員会

一般勧告第34号 農山漁村女性の権利

目次

	<i>Page</i>
I. 序論	2
II. 背景	2
III. 締約国の包括的義務としての農山漁村女性の権利の尊重、保護及び履行	3
A. 第1条及び第2条の適用	3
B. 第14条第1項	6
C. 第14条第1項－第3条、第4条第1項、第5条(a)、第6条、第9条、 第15条及び第16条と併せて解釈	6
IV. 農山漁村女性の権利の特定の側面に関係した締約国の義務	9
A. 農山漁村開発に参画し開発の恩恵を得る権利（第14条第2項(a)）	9
B. 保健医療サービス（第14条第2項(b)－第12条と併せて解釈）	10
C. 経済・社会生活（第14条第2項(c)－第11条第1項(e)、第2項(b)及び第13条(a) と併せて解釈）	11
D. 教育（第14条第2項(d)－第10条(a)と併せて解釈）	11
E. 雇用（第14条第2項(e)－第11条と併せて解釈）	13
F. 政治的・公的活動（第14条第2項(a)及び第2項(f)－第7条と併せて解釈）……	14
G. 土地及び天然資源（第14条第2項(g)－第13条と併せて解釈）	15
H. 適切な生活条件（第14条第2項(h)）	20
I. 先進国の農山漁村女性	21
V. 農山漁村女性の状況に関するデータ	22
VI. 留保と宣言	22
VII. 周知と報告	23



I. 序論

1. 女子差別撤廃委員会は、農山漁村女性の極めて重要な貢献及び農山漁村女性の人権に対する認識とその保護を高める緊急の必要性を認識している。本委員会は、これまでの最終見解及び一般勧告を通じ、農山漁村女性が直面し続けている様々な形の差別を明らかにしてきた。本一般勧告において、本委員会は、農山漁村女性の置かれている固有の状況を認識した上で農山漁村女性の権利の認識、促進及び保護における締約国の具体的な義務を強調している女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第 14 条に焦点を置き、締約国による農山漁村女性の権利確保の義務を明確化する。

2. 第 14 条は、国際的な人権条約の中で農山漁村女性に明確に関連している唯一の規定である。しかしながら、本条約に基づく全ての権利が農山漁村女性にも適用されるため、第 14 条は本条約全体の関係において解釈されなければならない。報告に際し、締約国は農山漁村の女性と女兒による権利の享受に関係する全ての条項を取り上げるべきである。したがって、本一般勧告では第 14 条と本条約のその他の条項との関連を探る。持続可能な開発目標の多くが農山漁村女性の状況を取り上げ、過程と成果の指標の両方を前進させる重要な機会を提供していることから、農山漁村女性に関する締約国の義務の履行に関する締約国への指針を提供することを本一般勧告の明確な目的とする。本一般勧告第 34 号では途上国の農山漁村女性に焦点を絞っているが、先進国における農山漁村女性の状況にも該当する部分もある。たとえ途上国であっても、農山漁村女性は経済的エンパワーメント、政治的及び公的活動への参画、サービスへのアクセス、農山漁村地域の女性移住労働者の労働搾取など様々な領域で差別や課題に直面していることが認識されている。

II. 背景

3. 現在、農山漁村女性は世界人口の 4 分の 1 を占めている。農山漁村女性は農山漁村の生計手段の維持と向上及び農山漁村の地域社会の強化において、重要な役割を果たしている。近年、本委員会では、農山漁村女性の権利と農山漁村女性の直面する課題に関する相当の法体系を、特に最終見解を通じて構築している。農業、農山漁村開発と食糧と栄養及び貧困削減における農山漁村女性の役割は、いくつかの国連会議でも認識されている¹。よって、持続可能な開発目標で認識されているとおり、今後、農山漁村女性について特に注意を向けていく必要がある。

4. 本委員会は、農山漁村女性は人権の完全な享受に対する制度的及び持続的な障壁に依然として直面しており、多くの場合、その状況が悪化していることを認識している。多くの国で、法律、国家及び地方の政策、あらゆるレベルの予算及び投資における農山漁村女性の権利やニーズへの対応は不十分である又は無視されている。たとえ存在しているとしても、農山漁村女性の状況を考慮し、それに取り組むための特別な措置を見据えている法律や政策が実行に至っていない場合が多い。

5. 世界的に、わずかな例外はあるものの、ジェンダーと開発に関してデータが存在しているあらゆる指標を見ると、農山漁村女性の暮らしは農山漁村の

¹ 10 月 15 日が農山漁村女性のための国際デーに指定されている。第 56 回女性の地位委員会でも、農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困・飢餓撲滅・開発・今日的課題における役割が重要テーマであった。

男性と比べても都市部の女性及び男性と比べても下回る状況となっており²、貧困や排除を経験している農山漁村女性はとりわけ多い。農山漁村女性は、土地や天然資源の入手において制度的な差別に直面している。また、固定的性別役割分担、家庭内での不平等及び食料生産及び家事・育児・介護の労働に関するものなどインフラ及びサービス等の不足などにより、無償労働の大半を担っている。正規雇用されている場合であっても、不安定、危険、低給与で、社会的保護の適用を受けない仕事に従事していることが多い。教育を受けている人の割合が低く、人身取引及び強制労働の対象となる又は児童婚や強制結婚、その他の有害な慣行を強いられる危険性も高い（CEDAW/C/GC/31-CRC/C/GC/18を参照）。病気や栄養不良に陥り又は予防可能な原因で死亡する可能性が高く、とりわけ保健医療の利用に関して不利な状況にある。

6. 農山漁村女性は、あらゆるレベルで指導的役割や意思決定を下す立場から除外される可能性も多い。ジェンダーに基づく暴力を受ける割合が過度に高く、司法へのアクセスや有効な法的救済もない。農山漁村女性のエンパワーメント、自己決定権及び意思決定及び統治への参画の重要性が無視されてはならないことは明らかである。このような状態にある国家は、自らの前進を危険にさらすこととなる。

III. 締約国の包括的義務としての農山漁村女性の権利の尊重、保護及び履行

A. 第1条及び第2条の適用

7. 本条約の第1条に記載されている差別の定義は全ての女性に適用し、あらゆる形態の差別に関係するものであることから、農山漁村女性に適用することは自明である。第2条は、締約国は女子に対するあらゆる形態の差別を非難すると規定し、第14条を始め、本条約の他の実体的な全ての規定と密接に関係している。農山漁村女性に関して第2条を遵守するため、締約国は農山漁村女性を差別する作為及び不作為を慎まなければならない。

8. 差別的又はその他の点で不適切な法的枠組み、複雑な法制度、紛争及び紛争後の状況、情報不足及び社会文化的な制約が重なり合うと、農山漁村女性は司法へのアクセスを得られなくなり得る。特に農山漁村地域において差別的な固定観念や慣行をもたらし要因の一つとして、重複や矛盾が多々存在する法律上、慣習上、宗教上の法や権威が併存していることが挙げられる。農山漁村の女性と女兒の多くは、非正規の司法制度が紛争の解決に使用されている地域社会で暮らしている。非正規の司法の方が身近であり得るとしても、本条約に準拠しない規則及び制度は、本条約及び女性の司法へのアクセスに関する一般勧告第33号（2015）に準拠させる必要がある。

9. 一般勧告第33号に沿い、締約国は、以下のような措置により、法的枠組みが非差別的であることを確保し、農山漁村女性の司法へのアクセスを保証するべきである。

(a) 現行法のジェンダー影響調査を実施し、農山漁村女性への影響を評価する。

² *The World's Women 2010: Trends and statistics* (United Nations publication, Sales No. E.10.XVII.11)を参照。unstats.un.org/unsd で閲覧可能。

(b) 法の抵触を減少させ、農山漁村女性が自己の権利を主張できることを確保するべく、複数の法制度内での異なる仕組みの間の関係を統制する法律を制定する。

(c) 農山漁村女性に法律上の権利及び複数の法制度の存在（該当する場合）に関する情報を提供することにより、農山漁村女性の認識及び法識字を高める。

(d) 法的支援及び法律扶助を無償で又は安価に利用できるよう確保する。

(e) 準司法手続及び司法手続等を通じて、農山漁村女性の法的エンパワメントを促進する。

(f) 農山漁村女性が正規及び非正規の司法制度及び代替的紛争解決を得られるように確保することにより、農山漁村女性の司法へのアクセスに対する障壁を取り除く。

(g) 農山漁村女性が利用できる移動裁判所を提供するなどにより、裁判所及びその他の司法制度を実際に利用できるよう確保すること。

(h) 裁判官、弁護士、法執行官、パラリーガル、伝統的指導者及び農山漁村地域におけるその他の関連当局及び職員に対し、農山漁村女性の権利及び農山漁村女性に対する差別がもたらす悪影響に関する研修を実施する。

10. 農山漁村女性に対する差別は、ジェンダー不平等のマクロ経済的原因を考慮に入れなければ十分に理解することはできない。国家は、無償労働における農山漁村の女性と女兒の役割、国内総生産、ひいては持続可能な開発への農山漁村の女性と女兒の貢献についての認識を欠きがちである。貿易、租税及びその他の経済・財政政策に関する二国間及び多国間の協定が農山漁村女性の生活に重大な悪影響をもたらす可能性がある。天然資源の非持続可能な使用や不適切な廃棄物管理の実施によって引き起こされることのできる多い気候変動や自然災害など、環境問題もまた、農山漁村女性の福利に悪影響を与えている。ジェンダーに中立な政策、改革、法律は、上記の全てに関係する既存の不平等を是認し、強化することになり得る。

11. 締約国は、貿易、財政及び投資に関する政策などマクロ経済政策並びに二国間及び多国間の協定が農山漁村女性のニーズに対応し、小規模な女性生産者の生産能力及び投資能力を強化するものとなるよう確保するべきである。締約国は、農産品及び全般的な貿易の自由化、土地、水、天然資源の私有化及び商品化といった経済政策が農山漁村女性の生活及び農山漁村女性の権利の充足にもたらす悪影響や差別的な影響に対処するべきである。同様に、開発パートナーも自己の開発支援政策が農山漁村女性の具体的なニーズに焦点を絞ったものとなるよう確保するべきである。

12. 締約国は、気候変動、自然災害、土地及び土壌の劣化、水質汚染、干ばつ、洪水、砂漠化、農薬及び農業用化学物質、採掘産業、単一栽培、バイオパイラシー及び生物多様性ととりわけ農業生物多様性の喪失により農山漁村女性にもたらされる具体的な脅威に対処するべきである。締約国は、こうした脅威を緩和し、軽減し、農山漁村女性が安全で清潔で健全な環境を享受できるよう確保するべきである。締約国は、環境、気候変動、災害リスクの軽減、防災及び災害管理に関するあらゆる政策の立案及び実施において、そうしたリスクが農山漁村女性にもたらす影響に効果的に対処し、そうした政策の構想、立案及び実施への農山漁村女性の全面的な参画を確保するべきである。締約国は、早期警戒から救助、復興、復旧及び再建まで、災害及びその他の

危機のあらゆる局面での農山漁村の女性と女兒の保護及び安全も確保するべきである。

13. 締約国は、管轄下にある国内の非国家主体の活動を、国外における活動も含め、規制するべきである。締約国の主要義務に関する一般勧告第 28 号 (2010 年) は、第 2 条において、いかなる公共主体又は民間主体による差別も排除しなければならないという第 2 条(e)に基づく要件は国外で活動している国内企業の行為にも適用されることを再確認している。締約国は、農山漁村女性に関する国外での義務を、とりわけ、農山漁村女性の権利の享受に直接的にも間接的にも干渉しないことにより、個人、会社及び公的法主体など自己の管轄下にある行為者による自己の管轄外での農山漁村女性の権利の侵害又は濫用を防ぐための規制措置を講じることにより並びに二国間であるか多国間であるかに関わらず国際的な協力及び開発支援が自己の管轄外で農山漁村女性の権利を促進するよう確保することにより、支持するべきである。締約国が国外での義務に違反した場合、影響を受けた農山漁村女性が適切かつ有効な救済を受けられるようにするべきである。

14. 一般勧告第 28 号に沿い、締約国は、農山漁村女性は均質な集団ではなく、交差的な形態の差別を受けている場合が多いことを認識するべきである。先住民族及びアフリカ系の多くの女性が、農山漁村環境に住み、その民族、言語及び伝統的な生活様式に基づいた差別を経験している。その他の少数民族又は宗教上の少数派に属する農山漁村女性及び女性世帯主も、貧困及びその他の形態の社会的排除を経験している割合が高い。小作農、牧畜民、移住者、漁民及び土地を持たない女性も、交差的な形態の差別を受けている割合が過度に高い。女性障害者に関する一般勧告第 18 号 (1991 年) の中で認識されているとおり、女性障害者は生活のあらゆる領域で固有の困難に直面しているが、農山漁村地域に居住する女性障害者の場合はなおさらである。農山漁村地域においては、とりわけ水と衛生、電気、保健医療、育児及び高齢者介護、並びに包摂的及び文化的に適切な教育を享受する適切な機会が欠けていることにより、複合的な差別になり得る。女性高齢者とその人権確保に関する一般勧告第 27 号 (2010 年) の中で認識されているとおり、女性高齢者及び寡婦も農山漁村地域においてスティグマと孤立を経験し、虐待を受ける危険性が高まる可能性がある。加えて、紛争の影響下にある地域に住む農山漁村女性は、女性世帯主も含め、安全上の問題及び権利を享受する上での更なる障害に直面している。

15. 締約国は、不利な状況に置かれ社会から疎外された農山漁村女性に対するあらゆる形態の差別を排除するべきである。例えば、締約国は、先住民族、アフリカ系、少数民族及び宗教上の少数派、世帯主、小作農、牧畜民、漁民、土地を持たない女性、移住者及び紛争の影響下にある農山漁村女性など、不利な状況に置かれ社会から疎外された農山漁村女性が交差的な形態の差別から保護され、教育、雇用、水と衛生、保健医療などを享受することができるよう確保するべきである。締約国は、インフラ及びサービスを利用できるよう確保するなどにより、障害のある農山漁村女性が権利を平等に享受できるよう確保する政策及び計画を策定するべきである。同様に、締約国は、高齢の農山漁村女性が、社会福祉事業及び十分な社会的保護を得られ、尊厳をもって人生を送るための経済的資源及びエンパワーメントを金融サービスや社会保障などを通じて得られるよう確保するべきである。

B. 第 14 条第 1 項

16. 第 14 条第 1 項に基づき、締約国は、農山漁村女性が直面している特別な問題及び経済の非貨幣部門における労働など家族の経済的存続のために果たしている重要な役割を考慮することが要求される。包摂的かつ持続可能な開発は、重要な行為者としての農山漁村女性の役割を強調し、農山漁村女性による有償及び無償の労働の経済的価値を十分に認め、農山漁村女性の権利を支持するものでなければならない。

17. 締約国は、農山漁村女性の権利の享受を可能にする包摂的かつ持続可能な開発を促進し、以下に掲げることを行うべきである。

(a) 女性の家庭内の無償活動の測定と数量化及び国民総生産におけるその承認に関する一般勧告第 17 号 (1991 年) に沿い、地方及び国家の経済、食料生産及び無償の家事・育児・介護労働及び家庭農場での労働など家族及び地域社会の福祉に対する農山漁村女性の重大な貢献を認識する。

(b) 暫定的特別措置に関する一般勧告第 25 号 (2004 年) に沿い、農山漁村女性の経済的状況の改善を目的とする計画及び政策等を通じ、農山漁村女性のエンパワーメントを促進し、とりわけ環境整備により経済的・社会的自立を確保する。

(c) 保健、教育、雇用及び社会保障に関係するものなど、関連するあらゆる計画及び戦略の策定に農山漁村女性を参画させることにより、農山漁村女性が経済的及び社会的な事業から有効かつ直接的な恩恵を得られるよう確保する。

C. 第 14 条第 1 項—第 3 条、第 4 条第 1 項、第 5 条 (a)、第 6 条、第 9 条、第 15 条及び第 16 条と併せて解釈

18. 第 3 条は、締約国は、立法も含むあらゆる分野において女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置をとるものとして規定している。

19. 締約国は、男性との平等を基礎として人権及び基本的自由の行使及び享受を保証することを目的として、農山漁村女性の完全な能力開発及び向上を確保するための実効性ある法律、政策、規則、計画、行政手続及び制度構造を採用するべきである。

20. 第 4 条第 1 項は、締約国が実質的な平等を促進するための暫定的な特別措置を採用することを規定している。そうした措置には意思決定の役割及び資源の再分配が含まれる。一般勧告第 25 号では、必要に応じて、農山漁村女性など複合差別にさらされている女性に対してそうした措置が向けられるべきであることが強調されている。

21. 締約国は、政界及び公職、教育、保健、雇用など、農山漁村女性が十分に代表されていない又は不利な状況にあるあらゆる分野において農山漁村女性の実質的な平等の達成を促進するための暫定的特別措置を策定し、実施するべきである。

22. 第 5 条(a)は、農山漁村地域で一般化していることの多い差別的な固定観念や慣行の排除を取り上げている。農山漁村地域の女性と女兒は、児童婚及び/又は強制結婚、一夫多妻制、女性器切除など有害な慣行によって不利な状況

に置かれていることが多く（CEDAW/C/GC/31-CRC/C/GC/18 のパラグラフ 9 を参照）、これにより健康と福祉が危険にさらされ、そうした慣行から逃れるために移住を迫られ、別の危険にさらされる可能性もある。農山漁村の女性と女兒は、貧困の連鎖を永続化させる債務の相続などの慣行及び男長子相続や寡婦からの財産没収など、土地、水、天然資源に対する権利の享受を妨げる差別的な固定観念とそれに関係した慣行によっても不利な状況に置かれている。

23. 有害な慣行に関する一般勧告第 31 号（2014 年）に沿い、締約国は、児童婚及び/又は強制結婚、女性器切除及び債務の相続など農山漁村の女性と女兒の健康、福祉及び尊厳に悪影響を及ぼす有害な慣行を排除するべきである。また、土地、水及びその他の天然資源に対する農山漁村女性の平等な権利を損なうものなど、差別的な固定観念も排除するべきである。この点で締約国は、有害な慣行及び固定観念を排除するために、支援活動、意識啓発及びメディアを利用したキャンペーンなど一連の措置を、伝統的指導者や市民社会と共同で採用するべきである。

24. 女性に対する暴力に関する一般勧告第 19 号（1992 年）では、多くの農山漁村の地域社会に根強く残る女性の従属的な役割に関する伝統的な姿勢のために、農村漁村女性が暴力の危険にさらされていると述べられている。農山漁村の地域社会の女兒は、都市部での雇用を求めて農山漁村の地域社会から出るときに暴力、性的搾取、嫌がらせに遭う特別な危険にさらされている。農山漁村女性の人権の擁護者も、例えば被害者の保護、現地の慣習の変更、天然資源に対する権利の確保などに従事する際に暴力の危険にしばしばさらされる。

25. 締約国は、農山漁村の女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を防止し、撤廃すべきであり、一般勧告第 19 号及び第 33 号に沿い、以下に掲げることを行うべきである。

(a) 差別的な社会的姿勢及び慣行、とりわけジェンダーに基づく暴力を容認する姿勢や慣行の撤廃を目的として、農山漁村女性及び女兒の権利に関する農山漁村地域の女性、男性、女兒及び男児並びに地方、宗教上及び地域社会の指導者の意識を高める。

(b) 移住した農山漁村の女性と女兒を含む農山漁村の女性と女兒に対する暴力行為の防止、捜査、起訴及び処罰を目的として、国家、非国家主体又は個人のいずれによるかにかかわらず実効的な措置を講じる。

(c) 農山漁村に居住する被害者が、法律扶助を含む司法、補償及びその他の形態の救済又は賠償を効果的に受けることができ、裁判官、司法管理者及び公務員など農山漁村地域におけるあらゆるレベルの権威者が、農山漁村の女性と女兒に対する暴力に対応し、虐待を通報した女性及び女兒を報復から保護するために必要とされる資源及び政治的意思を備えているよう確保する。

(d) 緊急シェルターや包括的な保健サービスなど被害者のための総合的なサービスを農山漁村地域の女性と女兒が利用できるよう確保する。そうしたサービスでは、スティグマを防止し、被害者のプライバシーと尊厳を保護するべきである。

(e) 農山漁村女性の人権の擁護者に対する脅迫や攻撃の防止及びそれらへの対処のための措置を、土地と天然資源、性と生殖の権利を含む女性の健康、差別的な慣習及び慣行の撤廃及びジェンダーに基づく暴力に関係した問題に従事している擁護者に特に注意を払いながら実施する。

26. 女子の人身取引及び女子の売春からの搾取の禁止に関する 6 条は、遠隔地に居住しているゆえの特別な危険に直面している、先住民の女性と女兒を含む農山漁村の女性と女兒に特に関連がある。農山漁村における生活の経済的困難及び人身取引や人身取引業者の手口に関する情報不足により、農山漁村の女性と女兒、特に紛争の影響下にある地域の農山漁村の女性と女兒は、脆弱性が高まりやすい。

27. 締約国は、農山漁村女性に対する経済的なエンパワーメントを行うことにより、また、人身取引業者による誘惑の危険及び人身取引業者の手口に関する認識を農山漁村地域において高めることにより、女性の人身取引の根本原因に取り組むべきである。締約国は、人身取引禁止の法律で農山漁村の女性と女兒が直面している社会的・経済的課題が取り上げられるよう確保し、防止策、保護及び被害者支援に関するジェンダーに配慮した研修を、特に農山漁村地域及び先住民族社会において、裁判官、警察官、国境警備員、その他の法執行官及び社会福祉士を対象として実施するべきである。

28. 第 9 条では、締約国が国籍の取得、変更及び保持に関して、男子と平等の権利を女子に与えることを規定している。農山漁村女性とその子は、その国の国民として認められない場合は権利を奪われる可能性がある。無国籍状態となるのは、多くの場合、差別的な法律により、女性の子及び外国人配偶者にはその女性の国籍が認められないため又は外国人との婚姻を通じてあるいは離婚によって自分の国籍を失う可能性があるためである。さらに、農山漁村地域においては、特に出生届又は婚姻証明書、離婚証明書、死亡証明書の欠如により身分証明書の取得が困難となる場合がある。

29. 女性の難民としての地位、庇護、国籍及び無国籍のジェンダーに関連する側面に関する一般勧告第 32 号 (2014 年) に沿い、締約国は、農山漁村女性が男性と同じ条件で国籍の取得、変更、保持又は放棄が可能になり、女性の子及び外国人配偶者がその女性と同じ国籍を認められ、女性がこれに関連する自己の権利を認識するよう確保するべきである。締約国はまた、農山漁村女性に身分証明文書 (身分証明書、パスポート及び社会保障番号など) を取得可能にし、出生、婚姻、離婚、死亡などの住民登録手続が農山漁村地域でも行われるよう確保するべきである。

30. 第 15 条は法の下での男女平等及び民事に関して同一の法的能力を規定しており、したがって、例えば、農山漁村女性は夫又は男性後見人に関わりなく契約を締結し財産を管理するための男性と同じ法的能力を有する。

31. 締約国は、農山漁村女性が法の下で男性と平等であり、夫又は男性後見人に関わりなく契約を締結し財産を管理するための法的能力など、民事に関して男性と同一の法的能力を有することを確保するべきである。

32. 第 16 条は婚姻及び家族関係における女子の平等を規定しているが、多くの農山漁村女性は、差別的な社会規範、慣行及び法律により又は司法制度が存在しているとしても多元的であること、関連法が施行されないことにより、これを享受していない。農山漁村の地域社会の女兒は、児童婚及び/又は強制結婚、早期妊娠の危険性が特に高い。農山漁村女性は、婚姻及び家族関係の平等を著しく損なう一夫多妻制の影響を受ける割合も過度に高い。

33. 締約国は、婚姻及び家族関係における平等に関する一般勧告第 21 号 (1994 年) 並びに婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響に関する一般勧告第 29 号 (2013 年) に沿って身分法及び家族法を第 16 条と調和させ、離婚時又は配偶者の死亡時の夫婦財産に対する権利及び扶養料あるいは離婚扶助料に対する権利など、婚姻において平等な権利を農山漁村女性が有すること

を保証し、農山漁村地域において婚姻に関わる女性の権利についての意識を高めるべきである。

34. 締約国は、農山漁村の女性及び女兒の間で児童婚及び/又は強制結婚を防止し禁止するため、農山漁村地域におけるそうした慣行を禁じる法改革及び法律の施行、メディアを利用して特に男性の意識を高めることを目的としたキャンペーン、性と生殖に関する健康についての年齢に応じた包括的な教育など学校での防止策の提供及び農山漁村の既婚女兒や児童婚及び/又は強制結婚の危険にさらされている女兒への社会・保健サービスの提供など通じた措置を講じるべきである。さらに、締約国は、農山漁村地域において、より一般化している一夫多妻制を抑止し、禁止するべきである。

IV. 農山漁村女性の権利の特定の側面に関係した締約国の義務

A. 農山漁村開発に参画し開発の恩恵を得る権利 (第 14 条第 2 項(a))

35. 農山漁村女性は持続可能な開発の推進者とみなされなければならない。農山漁村女性は農業及び農山漁村開発において重要な役割を担っているに関わらず、多くの場合において政策及び取組はジェンダーに配慮したものではなく、農山漁村女性は授權の枠組みからの恩恵を得られていない場合が多い。紛争中及び紛争後の環境における武装解除・動員解除・社会復帰の取組に際しても、農山漁村女性の権利が考慮されていない場合が多い。

36. 締約国は、森林、家畜、漁業及び養殖に関するものも含め、農山漁村開発、農業及び水に関する政策でジェンダーに配慮され、十分な予算を得られるよう確保することを可能にする制度面、法律面及び政策面の枠組みを構築するべきである。締約国は、以下に掲げることを確保するべきである。

(a) 「国家の食糧安全保障の文脈における土地所有、漁業、森林の責任あるガバナンスのための任意自発的ガイドライン」、「食糧安全保障と貧困撲滅の文脈において持続可能な小規模漁業を保障するための任意自発的ガイドライン」、政治的・公的活動に関する一般勧告第 23 号、持続可能な開発目標に沿い、農業及び農山漁村開発に関するすべての政策、戦略、計画（実施計画を含む）及び事業にジェンダーの視点を組み入れ、主流化し、農山漁村女性が利害関係者、意思決定者及び受益者として行動し、周知されるようにする。締約国は、そうした政策、戦略、計画及び事業に関して実証に基づいた監視が行われ、明確な評価枠組みを備えたものとなるよう確保するべきである。

(b) 農山漁村開発の関連省庁の上級職員で構成され、十分な予算、制度上の手続、説明責任の枠組み及び実効的な調整機構を備えたジェンダー部門を設置する。

(c) 紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性に関する一般勧告第 30 号（2013 年）に沿い、特に紛争中及び紛争後の環境における武装解除・動員解除・社会復帰に関連した農山漁村開発事業の計画策定に際して、農山漁村女性の権利を保護する。

B. 保健医療サービス（第14条第2項(b)－第12条と併せて解釈）

37. 女性高齢者及び女性障害者を含む農山漁村女性にとって、性と生殖に関する保健医療を含む保健医療の利用は、一般的な社会規範と父権的姿勢、農山漁村部の保健医療サービスに割り当てられる予算の不足、インフラ及び訓練を受けた医療従事者の不足、現代的な避妊方法に関する情報不足、遠隔地であること、交通手段の不備などにより極めて限られている場合が多い。十分な食糧と栄養、安全な飲料水、衛生、廃棄物管理設備などが得られないことにより、健康リスクが高くなっている。また、帝王切開が可能な救急医療の不備による直接的な結果及び早期妊娠と栄養不足による間接的な結果として、山漁村女性の間で産科瘻孔などが高頻度に見られる。

38. 妊産婦の死亡率及び罹病率も、多くの農山漁村地域で非常に高くなっている。児童婚により農山漁村部の女兒が早期妊娠をすることが、特に途上国で妊産婦死亡に大きく関わっている。世界的に見て、農山漁村地域では都市部と比べて熟練した助産師や医療従事者が少ないため、出生前、周産期、出生後の医療不十分となっている。家族計画指導及び避妊についても、貧困、情報不足、そうしたサービスの提供や利用可能性が限られているため、よりニーズが満たされていない場合が多い。農山漁村女性は都市部の女性と比べて危険な妊娠中絶を受ける傾向が高く、生命を危険にさらし、健康を損ねる状況となっている。妊娠中絶が合法の国であっても、過度に長い待機期間など制限的な条件が農山漁村女性にとっての阻害要因となっていることが多い。妊娠中絶が禁止されている状況では、健康への影響がさらに大きい。

39. 締約国は、農山漁村の女性と女兒が適切な保険医療を受ける権利を保護し、以下に掲げることを確保すべきである。

(a) 良質な保健医療及び設備が、女性高齢者、世帯主及び女性障害者を含む農山漁村女性にとって物理的かつ安価に利用可能であり（必要な場合には無償で提供され）、文化的に許容可能であり、訓練を受けた医療従事者が配備されている。家族計画を含むプライマリヘルスケア；緊急避妊を含む避妊法及び妊娠中絶が合法であるか否かにかかわらず安全な妊娠中絶及び質の高い妊娠中絶後ケア；出生前、周産期、出生後及び産科の対応；レイプ後の緊急対応を含め、HIVの予防と治療；精神衛生サービス；栄養及び乳幼児への栄養補給に関する相談；マンモグラフィー及びその他の婦人科検診；癌など非伝染病の予防と治療；鎮痛剤など必須医薬品の入手；及び緩和ケアが提供されるべきである。

(b) 農山漁村地域の保健医療、とりわけ性と生殖に関する健康と権利に関する保健医療のための十分な資金提供。

(c) 農山漁村女性が性と生殖の健康に関する医療をはじめとする保健医療を受ける障害となっている法令、とりわけ妊娠中絶を犯罪行為とする又は妊娠中絶に待機期間や第三者の同意を義務付けている法令を廃止する。

(d) 妊婦及び産後間もない女性、とりわけ若年母親及びその乳幼児の健康状態及び栄養状態を系統的かつ定期的に監視する。妊娠期間及び授乳期間にわたり、栄養不良の場合又は清潔な水が利用できない場合には追加の食糧や飲料水の提供を系統的に行うべきである。

(e) 農山漁村地域の保健医療施設で十分な水と衛生サービスの用意がある。

(f) 保健医療情報が、現地の言語及び方言で、書面、イラスト、口頭など様々な媒体を通じて広く伝達される。そうした情報には、とりわけ、衛生；伝染性、非伝染性、性感染性の疾病の予防；健康的な生活様式と栄養；家族計画及び妊娠時期を遅らせることの利益；妊娠中の健康；授乳及び授乳が子供と母体の健康に与える影響；並びに性的及び家庭内での暴力及び有害な慣行など女性に対する暴力をなくす必要性などが含まれる。

(g) 母乳代用品の販売流通に対する実効的な規制及び母乳代用品の販売流通に関する国際規準の実施と監視。

(h) 地域医療従事者及び伝統的助産師を対象とするジェンダーに配慮し文化的に対応した研修、遠隔地の農山漁村地域で安価な保健医療サービスを提供する移動診療所の提供及び性と生殖の健康に関する男女双方の権利に関する教育を含む、農山漁村の地域社会向けの保健教育の拡大。

(i) 介護者を含めた農山漁村女性の保健医療上のニーズを満たすための支援を行う地域社会及び小口医療保険への投資。

C. 経済・社会生活（第 14 条第 2 項(c) – 第 11 条第 1 項 (e)、第 2 項 (b) 及び第 13 条 (a) と併せて解釈）

40. 第 14 条第 2 項(c)では、締約国は農村の女子が社会保障制度の直接に利益を享受できるよう確保することを規定している。しかしながら、農山漁村女性の大半は正規労働市場における機会が限られており、労働法や正規雇用に伴う社会保障法令で規制されていない活動に従事していることが多い。したがって、農山漁村女性はより大きいリスクにさらされており、そうした状況を考慮に入れた社会的保護措置を必要としている。

41. 経済・社会生活における農山漁村女性に対する差別を排除するため、締約国は以下に掲げることを行うべきである。

(a) 無償労働又は非正規部門に従事する農山漁村女性が農村及び都市の家族会社における無償女性労働者に関する一般勧告第 16 号（1991 年）に沿った非拋出型の社会保護を受けることができ、正規部門で雇用されている農山漁村女性が婚姻関係の有無にかかわらず自己の権利で拋出型の社会保障給付を受けられるよう確保する。

(b) 第 14 条第 2 項(b)、(h)及び国際労働機関（ILO）の 2012 年の社会的な保護の土台勧告（第 202 号）に沿い、すべての農山漁村女性が必要不可欠な保健医療、育児施設及び所得保障を得られるよう確保するためのジェンダーに配慮した社会的保護の土台を採用する。

D. 教育（第 14 条第 2 項 (d) – 第 10 条 (a) と併せて解釈）

42. 世界的に見て農山漁村の女性と女兒は識字水準が低く、教育訓練を受けるために不利な状況にある。農山漁村部の女兒は、児童婚及び/又は強制結婚の被害者となり又は教育環境の内外で性的な嫌がらせや暴力を経験し、学校を止めざるを得なくなる場合がある。また、料理、育児、農作業、水汲みや薪集めを含めた家事及び介護等の雑事、長距離通学、月経中の女兒に必要な水・トイレ・衛生設備の不備などにより、登校日数も減少しがちである。女子校の生徒や教師が女子教育反対者からの脅威や攻撃にさらされている地域もある。

43. 締約国は、農山漁村部の女兒及び女性の教育の権利を保護し、以下に掲げることを確保するべきである。

(a) 農山漁村地域における教育基盤を整備し、女性教師を含む資格を有する教師を増員し、初等教育の義務化と無償化及び現地語で文化的にふさわしい方法での教育の提供を確保することにより、障害のある女性と女兒を含む農山漁村のすべての女性と女兒が良質な教育を安価に受けられるようにする。

(b) 教育制度のあらゆるレベルの教員を対象として、農山漁村の女兒と女性の権利及び農山漁村の女性と女兒の教育機会を制限している性別やジェンダー、民族、その他の差別的な固定観念に取り組む必要性に関する体系的な養成を行う。教育課程の見直しを行い、家庭内及び社会における女性と男性の役割と責任に関する差別的な固定観念を排除するべきである。

(c) 女兒の教育に対する農山漁村地域における消極的な姿勢を変革するために意識向上策を実施すると共に、奨学金、金銭的支援、貸付け、現金給付、交通手段等を通じて教育に伴う直接的及び間接的な費用を補うことで農山漁村地域の女兒とその親を支援する優遇策を提供する。

(d) 学校に通う障害となっている農山漁村女兒による無償の家事・育児・介護労働を減少させ、農山漁村女兒を労働搾取、児童婚及び/又は強制結婚及び性暴力や虐待などジェンダーに基づく暴力から保護するための計画を学校制度内外で実施する。

(e) 女兒や教員が女子教育反対者からの攻撃にさらされている場合、治安当局が教育機関の保護を優先する。

(f) 家庭や地域社会に根ざした小規模事業活動にも適用される進路指導や学習相談の制度を通じ、農山漁村の女性や女兒に対し、数学、情報科学、自然・農業科学、科学技術など非従来型の学習や仕事の選択を奨励する。

(g) 農山漁村の学校に通う妊娠中の女兒は、妊娠期間中に退学処分にならず、出産後に学校への復帰が認められ、保育施設及び授乳室並びに育児及び授乳に関する相談が用意される。

(h) 障害のある女兒に主眼を置き、農山漁村地域の学校に適切な給水施設及び女兒用の独立した安全で守られたトイレを備え、月経時の衛生のための衛生教育及び資金を提供する。

(i) 農山漁村地域の女性を対象として成人向け識字教育を提供する。

(j) 農山漁村女性の職業上のニーズに合わせて対象を絞った実地訓練が設けられ、農山漁村女性が持続可能な農業方法、動物の健康、農法の改善などに関する技術・職業教育及び技能訓練を同等に受けることができる。

44. 訓練及び教育に加え、第14条第2項(d)では、農業従事者教育、農業生産性、女子への経済的エンパワーメントで重要な役割を果たす地域サービス及び普及サービスの利益を農山漁村女性が享受できるようにすることも規定している。そうしたサービスは農山漁村女性の優先事項、能力、ニーズに有効に対応していない場合が多く、技術的知識の取得を十分に促進しているとは言えない。

45. 締約国は、女性を農業従事者及び事業対象者として認識し、良質な農業普及・農山漁村助言事業の設計及び提供を向上させるべきである。そうした事業では、男性及び女性の普及・農山漁村助言事業担当者がジェンダーに配慮した事業の設計及び提供に関する専門知識を備えており、女性の権利、ジ

エンダー平等、ジェンダー分析及びジェンダーに配慮した事業設計に関する訓練を定期的に受けているよう確保すべきである。締約国は、ジェンダーに配慮した農業普及・農山漁村助言の政策及び計画を採択し、実施し、定期的な監視と評価を行うべきである。

46. 締約国は、普及・助言担当者としての女性の雇用人数を拡大することにより、農業普及サービスにおける農山漁村女性の参画を促進し、女性の権利、ニーズ、願望を支える組織方針となるよう確保すべきである。締約国は、また、農業研究における女性科学者の雇用を増大することにより、普及サービスを通じて提供される農山漁村女性にとって適切な教育内容の割合を高めるべきである。

47. 締約国は、食料の収穫技術、保存、貯蔵、加工、包装、販売及び起業に関する専門的知識の農山漁村女性による入手機会を具体的に促進するべきである。

E. 雇用（第 14 条第 2 項 (e) – 第 11 条と併せて解釈）

48. 農山漁村女性は有給雇用の機会が限られており、低熟練、パートタイム、季節労働で低賃金又は無給の仕事、自宅での仕事及び自給農業で極めて長時間の労働をする傾向がある。社会的保護を受けられない非正規部門で労働している割合が非常に高い。所得多様化の機会の取得は不平等であり、多くの場合、農山漁村女性は農山漁村男性よりも貧困度が高い。

49. 多くの地域で、農山漁村女性は農業労働者の割合がとりわけ高く、様々な行為者による肥料や農薬の不適切かつ過剰な使用に伴う健康リスクにさらされており、病気、早期死亡、妊娠合併症、胎児の疾患、乳幼児の身体・発育障害の原因となっている。そうした危険をさらに高めているのが、農業協同組合、農民団体及び生産者団体、土地管理・農山漁村労働者組織への農山漁村女性の参画が少なく、普及サービスの利用可能性も限られていることである。

50. 同一価値労働に対する同一報酬に関する一般勧告第 13 号及び第 23 号に沿い、締約国は、農山漁村女性の状況及び労働力としての参画に特に注意を払いながら、適正な労働条件の権利及び同一価値労働に対する同一賃金の原則を法律及び政策の枠組みに全面的に組み込むべきである。

51. 締約国は、社会的連帯経済の促進などを通じて地方の農山漁村経済を強化し、持続可能な開発の観点から農山漁村女性の地元での雇用機会及び生計手段を創出するべきである。締約国は、農山漁村女性が適正な雇用を得ることを制限している関連する法律、規制及び政策を見直し、特定の仕事については女性を雇用しないなど農山漁村の労働市場における女性に対する差別的な慣行を排除するべきである。

52. 締約国は、農山漁村女性の雇用の権利をさらに確保するために、以下に掲げることを行うべきである。

(a) 所得保障及び生活改善を確保する国際労働機関（ILO）の 2015 年の非公式な経済から公式な経済への移行に関する勧告（第 204 号）の実施を通じ、農業部門も含めた非正規経済から正規経済への農山漁村女性の移行を促進する。

(b) 少額融資制度などを通じ、農山漁村女性が商業及びその他の事業を営む機会を拡大する。

(c) 有給産前産後休暇の提供、生活賃金を設定して非正規部門に早急に
対応し、職場における性的な嫌がらせ、搾取及びその他の形の虐待を防止す
る措置を講じることなどにより、農山漁村地域における労働条件を改善する。

(d) 適正な労働条件を確保するために農山漁村女性が団体交渉を行う権
利を保護する。

(e) 農山漁村女性が有害化学物質にさらされないよう保護するための法
律上及びその他の措置を講じることにより、農山漁村女性の職業安全衛生を
保護する。農山漁村女性は、農業、採掘産業及びその他の産業で使用されて
いる化学物質、とりわけ有害化学物質、農薬及びその他の製品の使用又はそ
うしたものへの曝露が健康や環境に及ぼす影響に関する情報を受け取るべき
である。締約国は、そうした影響及び選択肢に関する人々の認識を高める計
画を構築し、実施し、有害な材料又は物質の使用、保管又は処分が農山漁村
女性及びその地域社会の明確な同意を得ることなく行われることのないよう
確保するべきである。

(f) 病気又は就労不能になった場合など、農山漁村女性に対して社会保
障を提供する。

(g) 地方及びグローバル・バリュー・チェーン及び市場における生産者、
起業家、供給者、労働者及び消費者としての農山漁村女性の積極的かつ効果
的な関与を、品質保証、品質基準及び公共調達に関する能力開発の促進など
により、促進する。

(h) 農山漁村女性の無償の家事・育児・介護労働の負担を軽減して有償
労働への参画を促進するため、農山漁村地域において連帯及び地域社会に根
ざした保育・介護サービスなど、保育及びその他の介護サービスを提供し、
就業時間中の授乳を可能にする。

(i) 地元での農山漁村女性の雇用を促進するための的を絞った措置、特
に収入を得られる活動の創出を通じた措置を策定し、実施する。

F. 政治的・公的活動（第 14 条第 2 項 (a) 及び第 2 項 (f) – 第 7 条と 併せて解釈）

53. 農山漁村女性はあらゆるレベルの意思決定及び地域社会レベルでの当局
との協議に参加する権利を有するが、選出議員、公務員、農山漁村の普及サー
ビス及び水・農林水産事業、協同組合及び地域社会の評議会又は長老会議への
参画は不十分である。そうした参画が限られている要因としては、教育の欠如、
言語及び識字の制約、限られた移動性及び交通手段、紛争及び安全上の懸念、
差別的なジェンダー規範及び固定観念、育児や水汲みや他の責任による時間不
足などが考えられる。また、法律上、政治上及び制度上の手続に関する知識が
限られていることによっても、意思決定過程への農山漁村女性の実効的な参画
が制限されていると考えられる。

54. 政治的・公的活動及びあらゆるレベルの意思決定への農山漁村女性の積
極的で、自由で、実効的で、有意義で、情報に基づいた参画を確保するため、
締約国は一般勧告第 23 号及び第 25 号、具体的には以下に掲げることを実施
するべきである。

(a) 意思決定を行う地位、具体的には土地、林業、漁業及び水に関する
統治機関、天然資源管理におけるものなど、あらゆるレベルの議会及び統治
機関への農山漁村女性の代表性について割当制と目標を設ける。この点で、

実質的な女性と男性の平等の達成に向けた明確な目標及び時間枠を定めるべきである。

(b) 農山漁村女性及び農山漁村女性の組織が、政党、地域社会及び村落の評議会など地方機関や自治機関への参加等を通じ、あらゆるレベルで、なおかつ自らに影響するあらゆる分野において、政策の策定、実施及び監視に対し影響力を持つよう確保する。締約国は、差別を根絶するため、あらゆる公的主体への農山漁村女性の参画を監視する手段を策定し、実施するべきである。

(c) 地域社会レベルでの意思決定及び政治的な過程においてなど、女性と男性の間の不平等な力関係に対処し、地域社会生活への農山漁村女性の参加に対する障壁を実効的でジェンダーに配慮した農山漁村の意思決定機構の構築を通じて除去する。締約国は、農山漁村女性の地域社会生活への参加に対する実質的な障壁に取り組む行動計画を策定し、地域社会の意思決定に農山漁村女性が参加することの重要性に関する意識を高めるキャンペーンを実施するべきである。

(d) あらゆる農業・農山漁村開発戦略の構築及び実施における農山漁村女性の参画を確保し、なおかつ水、衛生、運輸及びエネルギーなど農山漁村のインフラ及びサービスに関係した計画策定及び意思決定並びに農業協同組合、農業生産者組織、農山漁村労働者組織、自助会団体及び農産品加工主体において農山漁村女性が実効的に参画できるよう確保する。農山漁村女性及びその代表者は、あらゆる農業・農山漁村開発戦略の評価、分析、立案、策定、予算作成、資金調達、実施、監視及び評価への直接参加が可能であるべきである。

(e) 農山漁村開発プロジェクトは、ジェンダー及び環境への影響に関する参加型評価が農山漁村女性の全面的な参加を得て実施され、農山漁村女性の情報に基づいた自由な事前の同意を得た上でのみ実行されるよう確保する。参加型評価の結果は、そうしたプロジェクトの実施に関する意思決定の基本的な基準とみなされる。環境及びジェンダーへの悪影響の可能性を軽減するために実効的な措置を講じるべきである。

(f) 一般勧告第 30 号に沿い、紛争中又は紛争後の状況にある締約国の場合、平和構築の取組及びプロセスに農山漁村女性が意思決定者として参加するよう確保する。

G. 土地及び天然資源（第 14 条第 2 項 (g) – 第 13 条と併せて解釈）

55. 農山漁村女性は、土地及び天然資源に対して限られた権利しか持たない場合が多い。多くの地域において、農山漁村女性は、共有地に関する権利も含め、土地の権利に関係した差別を受けており、そうした権利は主として男性により支配されている。

1. 土地及び天然資源

56. 本委員会は、土地、水、種子、森林を含む天然資源及び漁業に対する農山漁村女性の権利は基本的人権であると考え。多くの場合、農山漁村女性によるこうした権利の享受を妨げている障壁は、差別的な法律、法律の調和化の不足及び国内と地方におけるその非実効的な実施並びに差別的な文化的姿勢及び慣行などである。

57. 締約国は、土地及び天然資源に関係した農山漁村女性の実質的な平等を達成するために、暫定的特別措置を含む必要なあらゆる措置を講じ、土地や天然資源に対する農山漁村女性の権利を妨げている差別的な固定観念、姿勢及び慣行に取り組む包括的な戦略を策定し、実施するべきである。

58. 締約国は、特に農山漁村地域において土地の管理運営及び移転に適用されることの多い慣習的な制度に特別な注意を払い、そうした制度により農山漁村女性が差別を受けないよう確保するべきである。締約国は、土地、水及びその他の天然資源に対する農山漁村女性の権利に関して、伝統的、宗教上及び慣習上の指導者、立法者、裁判官、弁護士、法執行当局、土地管理機関、マスコミ及び関連するその他の行為者の意識を高めるべきである。

59. 締約国は、農山漁村女性とその婚姻上の立場、男性後見人又は男性保証人の有無に関わらず土地、水及びその他の天然資源に対して男性と平等な権利を有すること、及び農山漁村女性が完全な法的能力を有することが法律で保証されるよう確保するべきである。締約国は、伝統的に所有、占有又はそれ以外により使用もしくは取得されてきた土地、水、森林、漁業、養殖及びその他の資源に対する所有権、所持及び管理について、農山漁村地域の先住民族女性が先住民族男性と平等な使用権を有することを、そうした先住民族女性を差別及び奪取から保護するなどにより確保するべきである。加えて、締約国は以下に掲げることを行うべきである。

(a) 女性が組合員であり得る又は女性のみが組合員であり得る農業協同組合への農山漁村女性の加入及び有意義な参画を促進する。

(b) 漁業と養殖における農山漁村女性の役割及び漁業資源の持続可能な使用に関する農山漁村女性の知識を強化し、薪及び非木材の森林資源の安全な入手など、農山漁村女性が森林及び持続可能な森林資源を享受する権利を促進する。

(c) 地域社会のパラリーガルサービスなど、土地、水及びその他の天然資源に対する女性の権利を防御又は保護するための慣習上及び制定法上の制度や仕組みを強化する。

2. 農業及び土地の政策と有機農法

60. 産業型農業がもたらす結果は農山漁村女性の農業従事者にとって不利益なものが多く、土壌の劣化や侵食、水の枯渇、換金作物の使用による地元の食用作物の損害などが含まれている。議論の的となっている遺伝子組換え生物の使用や遺伝子組換え作物の特許も、農業の産業化の高まりと関係している。しかしながら、農山漁村女性は有機農法や持続可能な農法に従事している場合が多い。

61. 世界的な食糧危機、金融危機、環境危機により、国家やその他の行為者の所有地の地方、国内及び国外の投資家への売却や賃貸が増加している。そうした契約は公的収用を伴う場合が多く、農山漁村女性が強制退去や貧困増大の危険にさらされ、土地、区域及び水、薪、薬用植物など天然資源の入手や管理権の縮小が進んでいる。立退きは農山漁村女性に様々な形で悪影響をもたらし、それに関連してジェンダーに基づく暴力を受けることも多い。

62. 締約国は、農業に従事する農山漁村女性を支援する農業政策を実施し、自然共有財を認識し、保護し、有機農法を促進し、農山漁村女性を有害な農薬や肥料から保護するべきである。締約国は、農山漁村女性が良質な種子、道具、知識及び情報などの農業資源並びに有機農法のための設備及び資源を

実際に入手できるよう確保するべきである。加えて、締約国は以下に掲げることを行うべきである。

(a) 農山漁村女性の環境に優しい伝統的な農業知識、とりわけ伝統的な在来の種子を保全し、使用し、交換する女性の権利を尊重し、保護する。

(b) 食料や薬の源となる在来及び固有の植物種や品種を保護し、保全し、農山漁村女性の権利を脅かす範囲において国内企業や多国籍企業による特許を防止する。締約国は、農山漁村女性が稔性種子を貯えることの妨げとなるような、不稔性種子の種子産生植物（「ターミネーター種子」）の購入を義務付ける契約要件を禁止するべきである。

(c) 土地賃貸契約を含む土地取得が農山漁村女性の権利を侵害せず、強制退去ももたらさないよう確保し、国内企業及び多国籍企業、開発プロジェクト、採掘産業及び巨大プロジェクトによる土地取得の悪影響から農山漁村女性を保護する。

(d) 土地の賃貸及び売却、公的収用及び再定住に関係するものなど、農山漁村の土地又は区域及び資源に影響する取得又はプロジェクトを承認する前に、農山漁村女性から情報に基づいた自由な同意を得る。そうした土地の取得が行われる場合には、国際基準に従い、農山漁村女性への適切な補償がなされるべきである。

(e) 第三国又は企業に対して売り出される又は賃貸される農山漁村地域の土地を量的にも質的にも制限する法律及び政策を採択し、効果的に実施する。

3. 食糧と栄養

63. 農山漁村女性は、食糧安全保障の達成、貧困、栄養不良、飢餓の削減及び農山漁村開発の促進のために非常に重要であるにもかかわらず、農山漁村女性の貢献は無償で、認められず、支援が不十分であることが多い。農山漁村女性は、食糧不安による影響が最も大きい部類の人々であり、食料価格の変動、栄養不良、飢餓にさらされ、食料価格の上昇により苦難を強いられる可能性が高い。（A/HRC/22/50を参照）。

64. 締約国は、食糧と栄養に対する農山漁村女性の権利が食糧主権の枠組み内で実現されるよう確保し、農山漁村女性が自己の天然資源を管理し支配する権限を与えられるよう確保するべきである。

65. 締約国は、「国家食糧安全保障の文脈において十分な食料への権利の漸進的な実現を支援する任意自発的ガイドライン」を考慮に入れ、農山漁村女性、とりわけ妊娠中及び授乳中の女性の栄養上のニーズに特に注意を払い、農山漁村女性が十分な食糧や栄養を得られるよう確保する実効的な政策を設けるべきである。

66. 締約国は、農山漁村女性の地元の多様な農法、農産物及び農山漁村女性の市場アクセスを促進し保護する法律、政策及び措置を採択するべきである。締約国は、農山漁村女性の食糧安全保障と健康及び家畜の入手を向上させるべく、作物及び薬用資源の多様性を確保するべきである。

4. 農業金融、農業融資、農業保険など金融サービス

67. 公平な条件での金融サービスの享受は、農山漁村女性の事業の発展及び生産者及び起業家としての収入創出と生計戦略のために重要である。金融サー

ビスを女性が利用する上での制約としては、女性が自らの権利で信用貸を申し込むことが許されない法律上及び政策上の障壁、男性親族の同意なしでは女性による銀行口座の保有又は契約の締結ができない差別的な姿勢及び農山漁村女性が欠いている担保の請求などが挙げられる。

68. 締約国は、正規の金融サービスへの移行を促進し、農山漁村女性が信用貸、融資、夫婦貯蓄、保険及び国内の支払いサービスを農山漁村男性と同等に利用できるよう確保し、農山漁村女性の経済面、財務面及び業務面での能力を促進するべきである。締約国は、農山漁村女性が以下に掲げるものを平等に入手可能になるよう確保するべきである。

(a) 地域社会で管理される金融事業及びモバイル金融事業。そうした事業では、例えば担保のない女性への貸付けなどにより農山漁村女性のニーズに対処し、簡素化された安価な銀行取引の方法を採用し、農山漁村女性による正規の金融事業者の利用を容易にするべきである。

(b) 金融サービス及び金融機関に関する情報。

(c) 非識字の問題を考慮に入れた革新的方法を使用した、金融に関する能力構築計画

69. 締約国は、信用貸や融資などの金融サービスにジェンダーに配慮した仕組みが含まれており、男性保証人がいないという理由で農山漁村女性に対する金融サービスが差し控えられることのないよう確保するべきである。登録手続は、多くの農山漁村女性が直面している時間や移動の問題に対応したものにすべきである。農業に関わる信用貸及び融資では、多くの女性農業従事者が保有している小自作農地が終身制でないことを考慮し、正式な終身の権利を持たない農山漁村女性でも受けられるようにするべきである。

5. 市場とマーケティング機能

70. 農山漁村女性の農業従事者及び生産者が物品の販売や製造をうまく行うためには、市場及びマーケティング機能へのアクセスを持ち、実効的なマーケティング能力を養わなければならない。しかしながら、公的及び私的な差別、並びに移動性及び時間の制約によって農山漁村女性がマーケティング機能及びサプライチェーンを使用できない状況が生じ得る。また、農山漁村女性は市場委員会において過少代表となる傾向があり、地元のマーケティング機能の策定、作成、使用及び改善に関する意見を述べる事がほとんどできない傾向がある。

71. 締約国は、農山漁村女性が市場及びマーケティング機能へのアクセスを持ち、農業従事者及び生産者として市場への参入及び市場の効果的な利用に関して抱えている問題について農山漁村女性から明確に意見を聞き、農山漁村女性のニーズに対応したマーケティング機能となるよう確保するべきである。締約国は、対象を絞った働きかけなどを通じ、農山漁村女性のマーケティング能力及び生産物に付加価値を与える能力の向上も図るべきである。

72. 締約国は、農山漁村女性の経済面、経営面の技能の促進及び市場とバリュー・チェーンへの参入のための能力の向上を目的とする具体的な支援、農業普及事業及び助言サービスを構築するべきである。

6. 技術

73. インフラ及び技術革新を通じて農山漁村女性の労働時間や労力を削減することが特に重要である。この点で、農山漁村女性は農業・灌漑・集水技術及び省力化に役立つ農業機具を必要としている。さらに、情報通信技術（ICT）

及びモバイルネットワークへの農山漁村女性のアクセスも、マーケティング能力及びその他の技能の向上と同様に重要である。

74. 締約国は、省力化に役立つ環境にも優しい農業・灌漑・集水技術などの技術及び無償の家事・生産労働の負担を軽減する技術を農山漁村女性が利用できるよう確保するとともに、農山漁村地域における ICT などの技術の普及を可能にする環境を創出するべきである。そうした技術の開発に際しては、農山漁村女性の意見を聞き、農山漁村女性によるそうした革新的な技術ソリューションの利用が促進されるべきである。

7. 情報通信技術

75. ICT (ラジオ、テレビ、携帯電話、コンピュータ、インターネットなどを含む) は、農山漁村の女性と女兒を広い世界へとつなぎ、情報や教育を得やすくすることにより、農山漁村の女性と女兒のエンパワーメントで重要な役割を果たすものである。オンライン・コミュニティへの参加から遠隔学習の利用まで、多様なニーズに対応できる様々な形の技術がある。しかしながら、農山漁村の女性と女兒は情報格差の重要な側面である ICT へのアクセスにおけるジェンダー格差の影響が極めて大きい。農山漁村の女性と女兒にとって、貧困、地理的孤立、言語の障壁、コンピュータ・リテラシーの欠如及びジェンダーに関する差別的な固定観念などが ICT へのアクセスの阻害要因となっている。

76. 締約国は、ICT 部門におけるジェンダー平等を促進し、農山漁村の女性と女兒の ICT へのアクセスを向上させるための措置を講じるとともに、例えば村落ごと又は地域社会ごとに知識センターを設けるなどにより農山漁村女性と女兒の ICT 技能を高めるための枠組みを構築又は拡大するべきである。締約国は、農山漁村の女性と女兒が手にできる可能性のある携帯電話の技術を通じた意識向上及び訓練も検討するべきである。

8. 土地・農地改革、土地の取得、再定住

77. 土地・農地改革の多くは、農山漁村女性が除外されており、ジェンダーに配慮した形では実施されていない。土地改革政策では、例えば土地の登録が男性名義に限られているために、補償金の支払いのほとんどが男性名義で行われ又は土地使用制限（土地の喪失、土地利用の喪失、地価の喪失がもたらされる）に対する補償が男性の活動のみに基づいているなど、男性中心になっている場合がある。

78. 締約国は、土地・農地改革の実施に際して土地に対する農山漁村女性の平等な権利を優先し、これを土地改革の明確かつ中心的な目的の一つとするべきである。締約国は、以下に掲げることを行うべきである。

(a) 土地・農地改革計画にジェンダーに関する具体的な目的、目標及び措置が組み込まれるよう確保し、共同権原などを通じて形式的にも実質的にも平等を促進し、共同所有の土地の売却又は抵当権設定又はそうした土地に関係する金融取引の締結に際して妻の同意を義務付ける。

(b) いかなる土地の分配、登録及び権原登録又は証明書の制度において、土地に対する農山漁村女性の平等な権利を認識し、これを含める。

(c) 差別的な規定の排除を目的として、先住民族女性の法、伝統、慣習及び土地保有の制度を正式に認識し、再検討する。

(d) 農山漁村女性が土地、水域、漁場及び森林の公的分配、賃貸借又は使用及び農地改革政策、農山漁村投資、農山漁村地域の天然資源管理からの

恩恵を受けられるようにするための暫定的特別措置を含む措置を策定し、実施する。公有の土地、漁場及び森林の割当に際しては、土地を持たない農山漁村女性が優先されるべきである。

H. 適切な生活条件（第 14 条第 2 項 (h)）

1. 住居

79. 農山漁村地域では基本的なインフラ及びサービスが利用できない又はその質が不十分である場合が多いため、適切な住居を得る権利が特に懸念される。土地に対する農山漁村女性の権利を保護する措置の多く（例えば女性の法的能力の認識、借地権の安定の認識及び登録及び権原登録における女性差別の排除）は、適切な住居の権利を保護するためにも応用可能である（A/HRC/19/53 を参照）。ただし、農山漁村地域の住居の条件をジェンダーに配慮した観点から改善するためにも付加的な措置も講じることができる。

80. 締約国は、全体的な農山漁村開発の一部として住居への取組を行うべきであり、農山漁村女性との協議を経て措置が策定されるよう確保するべきである。締約国は、農山漁村女性の具体的なニーズを考慮に入れて対象を絞った政策及び計画の策定と実施を通じ、農山漁村地域の住居の質を向上させるべきである。そうした取組は、「開発に基づく立退き及び移動に関する基本原則及びガイドライン」（A/HRC/4/18, annex I）など、国際的な居住権に関する基準に沿って行われ、国家や非国家主体による強制退去から農山漁村女性を効果的に保護するための強力な措置を含んでいるべきである。

2. 水、衛生、エネルギー

81. 農山漁村の女性と女兒の水と衛生の権利は、それ自体が本質的な権利であるばかりでなく、健康、食糧、教育及び参加の権利などその他の幅広い権利を実現するための鍵でもある。

82. 農山漁村の女性と女兒は水不足による影響を最も受けている人々に含まれ、この状況は天然資源の入手における不平等、インフラ及びサービスの不足により悪化する。農山漁村の女性と女兒は水汲みのために長い距離を歩いて行かなければならない場合が多く、時として性的な暴力や攻撃を受ける危険性が高まることがある。多くの地域において、農山漁村女性は、農山漁村のインフラ及びサービスの不整備のために 1 日に 4 時間から 5 時間（又はそれ以上）を費やして水質の悪い水源から水を汲み、重い容器を運び、深刻な身体的問題を抱えている場合が多く、安全でない水の使用によって引き起こされる病気にも直面している。この負担を軽減することのできる様々な形態の低費用かつ有効な技術が存在している。例えば、削井技術、水抽出システム、廃水再利用技術、省力的な灌水技術、雨水貯留及び家庭用水処理浄化システムなどである。

83. トイレがないため、農山漁村の女性と女兒は人目に付かない場所まで長い距離を歩いて行かなければならない。適切な衛生設備の欠如により、健康を損なう危険性も高まる。この状況を改善するためには、農山漁村の女性と女兒が安全で、衛生的で、危険がなく、社会的にも文化的にも受け入れられる衛生設備の使用が物理的にも経済的にも可能でなければならない。

84. 農山漁村女性は、電気及びその他のエネルギーの利用手段も限られている場合が多い。エネルギー生成のための生物資源を収集し使用する責任及びそれに伴う健康面及び安全面の危険は、主に女性と女兒にかかっている。女性と女兒は家庭で必要なエネルギーを調達する責任を従来から担っており、家庭で

のエネルギーの主たる消費者であるゆえに、費用の増大や資源の不足による直接的な影響を受けやすい。第14条第2項(h)では電気が具体的に言及されているが、農山漁村女性はそれ以外にも調理、加熱、冷却及び移動など、エネルギーを必要としていることを認識することが重要である。

85. 締約国は、農山漁村女性が以下のような必須サービス及び公共財を入手できるように確保するべきである。

(a) 十分で、安全で、許容可能で、物理的に入手可能で、安価な十分な量の個人用及び家庭用の水及び灌漑。

(b) 女性と女兒が月経時の衛生管理や生理用品の入手が可能になる適切な衛生。

(c) 電力供給網を農山漁村地域まで広げ、安価な技術で太陽エネルギー及びその他の持続可能なエネルギーを発展させる、持続可能かつ再生可能なエネルギー源。

3. 運輸

86. 運輸及び道路の利便性は農山漁村女性にとって重大な問題であり、教育、生計手段、保健医療へのアクセスなど様々な権利の享受に影響を与える。地理的な遠さ、居住に適さない地勢、インフラの不足、公共交通の便などにより、日々の移動が制限され得る。農山漁村地域で代替輸送手段が利用可能であったとしても、それに伴う交通費又は性的な嫌がらせや暴力の危険性が農山漁村女性によるそうした輸送手段の利用の大きな阻害要因となり得る。その結果、農山漁村女性は何時間も徒歩で移動することが多くなり、時間的貧困及び健康や安全のリスクの高まりという他の問題が生まれている。

87. 締約国は、農山漁村地域における運輸サービスの需要を男女別で分析し、運輸部門の政策及び計画が農山漁村女性の移動ニーズを反映したものとなるよう確保し、安全かつ安価で利用しやすい運輸手段を農山漁村女性に提供するべきである。

I. 先進国の農山漁村女性

88. 先進国の農山漁村女性と途上国の農山漁村女性は貧困及び排除の点で同様の問題に直面している場合が多く、利用可能なサービス、社会的保護及び経済的エンパワーメントの点で同様のニーズを持ち得る。多くの途上国と同じく先進国においても農山漁村の経済は男性有利の傾向があり、先進国の農山漁村開発政策も女性のニーズや権利がほとんど留意されていないことがある。先進国（及び途上国）の農山漁村女性は、権利の享受が促進され保証される対象を絞った政策及び計画を依然として必要としている。これまでのセクションで示してきた勧告の多くは、先進国に住む農山漁村女性の状況にも当てはまるであろう。しかしながら、特別の注意を払うべき固有の問題がある。

89. 例えば、先進国では多くの女性移住労働者が農業で雇用されており、暴力、搾取及び保健医療などのサービスの利用拒否といった重大な人権侵害にしばしば直面している。さらに、多くの先進国で産業型農業への移行に伴い小規模農家を取り残され、農山漁村女性に過度の影響が生じる傾向がある。したがって、小規模な女性生産者が農業及び農山漁村開発に参画してその恩恵を得ることを可能にするジェンダーに配慮した代替的な農業開発計画を促進し、支持する必要がある。さらに、先進国の農山漁村の地域社会は社会福祉事業を十分

に受けられ、運輸インフラ、水、衛生、技術、教育、保健医療などの制度も利用できるが、全ての農山漁村の地域社会が同様の状況ではない。多くの場所ではそうした利用可能性が著しく欠けており、そのような農山漁村の地域社会に住む女性はそうした権利が奪われているばかりか、家事・育児・介護労働の負担も増大する結果となっている。この状況に特に当てはまるのが、先住民族コミュニティも含め、孤立しており貧困度が高い傾向のある周縁部又は遠隔地の農山漁村地域社会である。

90. 締約国は、季節的移住農業労働者として働く農山漁村女性に特別の注意を払いながら、女性移住労働者に関する一般勧告第 26 号（2008 年）の実施を確保するべきである。締約国は、この点で、農山漁村の女性移住労働者の権利の法的な保護及び救済策の適用を確保し、不法労働者であるか否かを問わず、農山漁村の女性移住労働者を差別や性に基づく搾取及び虐待から保護するべきである。

91. 締約国は、小規模な女性生産者が農業及び農山漁村開発に参画してその恩恵を得ることを可能にするジェンダーに配慮した代替的な農業開発計画を促進し、支持するべきである。そうした計画は、女性主導の農園及び農業従事者としての女性を支援し、女性の伝統的な農法を促進するべきである。

92. 締約国は、貧困度が高く、孤立しており、社会福祉事業をあまり受けられない傾向のある周縁部に居住する農山漁村女性、とりわけ先住民族の農山漁村女性の生活状況を改善するべきである。締約国は、そうした農山漁村の地域社会の開発を優先し、農山漁村の開発計画の策定及び実施に地元女性を関与させるべきである。

V. 農山漁村女性の状況に関するデータ

93. 第 14 条を実施するに当たっての根本的な課題は農山漁村女性の状況に関する細分化されたデータが全般的に欠けていることであり、これにより本条約の下での農山漁村女性の権利の適切な監視と行使が妨げられている。

94. 締約国は、農山漁村女性の状況に関して性別、年齢、地理的な場所、障害、社会経済的地位、少数派又はその他の状態で細分化されたデータを収集し、分析し、使用し、周知させるべきである。そうしたデータは、持続可能な開発目標の指標も含め、生活のあらゆる領域における農山漁村女性の実質的な平等の達成を目的とした暫定的特別措置を含む措置の情報提供及び策定のために使用されるべきである。こうしたデータには、交差的な形態の差別や権利の享受における具体的な障壁に直面している特定の農山漁村女性の集団に関する情報など、農山漁村女性の状況に関する情報も含めるべきである。

VI. 留保と宣言

95. 本条約の条項、とりわけ第 2 条(f)、第 5 条(a)、第 7 条、第 9 条及び第 14 条から第 16 条の留保は、農山漁村女性に対してとりわけ大きな影響を与え得る。例えば、相続に関係するものなど、住宅、土地及び財産に対する権利の享受を制限する又はそれ以外により悪影響を与える留保及び政治参画の権利を制限する留保などである。

96. 留保をしている締約国は、本条約において規定されるとおり、当該留保が農山漁村女性による権利の享受に及ぼしている具体的な影響に関する情報

を本委員会に対する定期報告の中で提供し、可能な限り早急に当該留保を撤回することを意図して当該留保の再検討を継続的に行うために講じられている措置を示すべきである。

VII. 周知と報告

97. 本委員会は、締約国に対し、本一般勧告を国内公用語、先住民族及び少数民族の言語も含めた現地語に翻訳し、政府の全部門、市民社会、報道機関、学術機関及び農山漁村女性団体を含む女性団体に広く周知させることを奨励する。本委員会は、定期報告書の作成に際し、とりわけ第 14 条に関して、女性農業従事者団体、生産者共同体及び農山漁村協同組合を含む農山漁村女性団体の意見を聞くことを締約国に推奨する。